

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、企業価値を継続的に高めていくためには、企業価値の向上を目指した経営の透明性、健全性及び違法性の確保、コンプライアンス体制の整備及び迅速かつ公平な経営情報の開示の推進などを通じて、コーポレート・ガバナンス機能の充実・強化を図っていくことであると認識しており、金融商品取引法の趣旨に基づき、経営上の最も重要な課題として位置づけております。

当社ではこれらの実現のために、以下の体制を構築し、維持しています。

- (a)取締役会は経営執行及び監督の最高機関であり、その機能の確保のために、当社は取締役の人数を実質的な討議を可能とする最大数にとどめるものとしています。
- (b)検証、会社業務の調査などの監査活動を展開し、適宜必要な措置を講じます。

また、当社は、監査役会設置会社であり、社外取締役を選任し(本報告書提出時点では0名。次回株主総会にて選任予定)、過半数が社外監査役で構成される監査役会と連携させることで、経営者による業務執行に対する監督機能を強化し、経営者の業務執行における適法性・妥当性に対して合理的な判断を下すに必要な内部統制体制を整備しております。

このような社外取締役、監査役会が連携した経営のモニタリング機能により、善良なる管理者としての注意義務・忠実義務の履行の確保や違法行為、不適切行為の阻止を可能とする監視体制を整備しております。

なお、取締役、監査役に対する報酬は、これらの各職務における機能を最大限有効に実施されるために、必要十分かつ独立性を損なわない範囲での報酬を設定しております。

また、株主及び各ステークホルダーの権利を尊重・保護を図るためには、適時適切な情報開示と当社経営者による株主に対するアカウンタビリティを十分に確保するが必要であると認識しております。

当社では、これらの経営のモニタリング機能の強化を図るべく、社外監査役より1名の独立役員を選任しております。

今後一層、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を講じることにより、コーポレート・ガバナンス機能をさらに強化していくことが経営の重要課題であると位置づけております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
JINA Air Networks Co., Ltd.	20,000	12.88
望月 昭弘	6,532	4.21
J パートナーズ合同会社	6,300	4.06
TK ホールディングス合同会社	6,100	3.93
株式会社ジェイサイト	4,900	3.15
田中 典子	4,257	2.74
鹿又 勇治	3,474	2.24
斉藤 玲奈	2,830	1.82
畑 正志	2,763	1.78
関 真一	2,599	1.67

支配株主(親会社を除く)の有無 更新

——

親会社の有無

なし

補足説明 更新

該当事項は特にございません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	大阪 JASDAQ
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は、前決算年度末日(平成 23 年3 月31 日)時点並びに本報告書の提出日現在において、親会社または支配株主は有しておりません。

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
駒村 裕		フルハウス・ジャパン株式会社 代表取締役	同氏は、公認会計士であり、会計実務に対する専門的な知識・経験を有しており、また企業経営の経験も有していることから、それらの知識を当社の監査体制に活かしていただくため。
大箸 郁夫	○	川上総合法律事務所	同氏は、企業経営の経験はありませんが、弁護士であり、企業法務に対する専門的な知識・経験を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、それらの知識を当社の監査体制に活かしていただくため。 また、当社社外監査役としての在任期間を約1年間有しているため、当社業務プロセスについても必要十分な知識を有していることから、この度独立役員として指定することといたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新 1名

その他独立役員に関する事項

平成22年6月25日付にて、社外監査役である大箸郁夫を独立役員に選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は従来からのストックオプション制度や、目標管理を明確に取り入れた人事制度の導入に加え、中長期の業績を反映させる観点から、平成16年8月には役員及び社員持ち株会を発足し、役員、従業員間の更なるインセンティブの向上に努めております。今後とも企業価値を高めるための経営管理体制の実施も充実してまいります。

ストックオプションの付与対象者 社内取締役、社外取締役、(社内監査役)、(社外監査役)、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

平成20年6月25日開催の第17期定時株主総会にて取締役及び監査役、当社使用人及び社外協力者の各々に対するストックオプションとしての新株予約権の発行について決議いただいております。平成21年6月19日開催の当社取締役会において発行要領及び付与数を決議しております。本報告書の提出時点における付与状況は、取締役及び監査役に対して300個、当社使用人及び社外協力者に対して146個となっております。なお、当社使用人及び社外協力者に対して発行した146個には、発行決議日後に当社役員となった人員1名が、当社使用人及び社外協力者であった時点で付与した数35個が含まれております。また、当該ストックオプションの行使期間は平成23年6月19日から平成30年6月24日となっております。現時点での行使実績はございません。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 **更新**

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役総額及び社外取締役総額と、監査役総額及び社外監査役総額とに分けて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

経営企画室及び経営管理部が補佐業務を行っております。社外取締役及び社外監査役に対しては、前述の補佐業務の担当部署より取締役会の開催に先立ちまして、電話及び電子メール等を通じて出欠の確認、議案内容の説明、資料提示等を適宜実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

平成22年6月25日開催の第19期株主総会により新たに選任された取締役及び監査役により、平成23年2月1日時点においては、当社は取締役4名(内、社外取締役0名)で構成される取締役会、監査役3名(内、社外監査役2名)で構成される監査役会を設置しております。また、平成22年6月7日付にて、社外監査役1名を独立役員として選任し、企業行動規範の遵守に向けた体制構築を行っております。

当社では、平成23年2月及び4月(予定)の当社取締役2名の辞任により、常勤取締役による経営管理体制が脆弱になることを避けるため、従前の当社社外取締役に当社内部監査担当役員に就任いただいております。そのため、本報告書の提出日時点において、厳密に当社経営・業務執行から独立した社外取締役は0名となりますが、従前の社外取締役が内部監査担当となることから、社内業務執行体制の監査・監視という役割においては引き続き機能すると認識しております。

当社の業務執行体制である取締役会は、毎月1回の定例取締役会を開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令、定款で定められた事項、経営に関する重要な事項の決定や判断が、効率的かつ慎重に行われるように整備を進めております。また社外取締役に対しては、特に重要な取締役会付議案件の内容について事前説明を行うなど、取締役会における審議の充実に努めています。

その他、取締役会を補完する業務執行体制として、意思決定プロセスにおける審議の充実と業務執行の効率化などを目的として、常勤取締役及び常勤監査役を中心とした情報共有及び協議機関としての経営会議を週1回程度で開催しており、重要な案件については予め十分な審議を行ったうえで取締役会に付議することにより、審議の充実と適正な意思決定の確保を図っております。

監査体制としては、当社は監査役会を設置しております。監査役は、独立の機関として取締役の職務執行を監視します。この目的のため、監査役は取締役会などの社内の重要会議への出席、各種報告の検証、会社業務の調査などの監査活動を展開し、適宜必要な措置を講じております。

また、当社では、限りある人員構成の中で有効なガバナンス体制を維持・強化するために、各部門の役職者から構成される内部統制委員会を設置し、各部門業務プロセスにおける内部統制体制の整備・運用を推進しております。その上で、内部統制体制の実効性を監査する体制として、代表取締役の直轄部門である内部監査室を設置し、適法かつ適正・効率的な業務執行の確保のための監査を実施し、問題点の指摘と改善に向けた提言を行うとともに、監査役に対して、定期的に(必要があるときには随時)監査結果を報告し、意見交換を行い、監査役との相互連携に努めています。

会計監査については、平成22年6月25日付にて監査法人ワールドリンクスを会計監査人として選任し、監査契約を締結し監査を受けております。

当社はまた、日常の業務において必要の都度、弁護士、税理士、公認会計者等の専門家から経営判断上の助言を受け、「企業行動規範」に基づきその維持、強化に努めております。

役員報酬の決定は、株主総会決議に基づき、取締役は取締役会において、監査役は監査役会の協議をもって決定しております。また、会計監査人の報酬につきましては、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、前述のとおりガバナンス体制を構築しております。なお現状は、当社の監査役は3名のうち2名が社外監査役(内、独立役員1名)であり、独立・公正な立場で取締役の職務執行に対する監査を行っております。当社の監査役会は、定期的に社長との意見交換会を実施しており、取締役会以外においても社外監査役が経営トップと意見交換・上申する場を設け、外部的視点からの経営の監視機能を果たしております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、有価証券報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室が担当しております。	
その他	個人投資家向けのセミナーを不定期に実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動を実施しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システム構築の基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制システム」という。）を整備する。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社及び当社グループ会社の経営理念及び経営基本方針を踏まえて策定した「企業行動指針」及び「役職員行動指針」を役員及び使用人全員へ浸透を図り、自らの行動が「法令を遵守し、社会倫理に則った行動」となっているかをグループ社員全員に意識付けする。
- (2) 内部統制委員会を組織し、当社及び当社グループ会社における法令等遵守体制の充実強化にあたらせる。
- (3) 万が一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容、対処案が内部統制委員会を通じ、取締役会、監査役会に報告される体制を整備、強化する。
- (4) 当社及び当社グループ会社の使用人が、法令・定款に照らして疑義のある行為等を知ったときに、通常の報告経路によらず直接、通報窓口にてその旨を報告する仕組み（内部通報制度）を設ける。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報・文書は、文書管理ルール及びそれに関連する各管理マニュアルに基づいて各所管部署が適切に保存・管理（廃棄を含む）し、取締役、監査役、及び内部監査室の閲覧に供する。
- (2) 文書管理の統括部署は、少なくとも毎年1回は文書管理ルール、マニュアルの運用状況を検証し、必要な場合はその修正を行い、所管部署に対して文書等の適切な保存・管理を指導する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理に関する基本ルールを策定し、体系的なリスク管理体制の確立を図る。各部門においては関連規程の見直しまたは制定、ガイドラインの制定、マニュアルの作成、研修等を行い、部門ごとのリスク管理体制を整備する。
- (2) リスクの発生又は発見時に、取締役会への報告及び開示の必要性を判断する基準を明確にする等、リスク対応と開示を適時適切に行う体制を再整備する。
- (3) 大規模な事故、災害、不祥事等の緊急事態が発生した場合に備えた危機管理体制及び対応ルールを再整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 社内の組織・業務分掌・職務権限等に関するルールを適時適切に見直すことにより、職務遂行に係わる意思決定及び指揮体制を経営戦略目標の達成のために最適の状態に保つ。
- (2) ITを活用した人事管理・業績管理・事務システムの精度向上に努め、全社的な経営効率及び業務効率の一層の向上を図る。

5. 当社企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「企業行動指針」及び「役職員行動指針」を適用しつつ、自社の事業規模・特性を踏まえ、自ら業務の適正確保を図る。
- (2) 内部統制委員会には、グループ主要各社の担当者を委員として参加させ、内部統制に関する当社及びグループ各社間での協議、情報の共有化等の場とする。
- (3) 日常的には、グループ管理担当部署が、関係会社管理ルールに基づいて必要事項を指示・要請する等により、グループ全体の業務の適正を図るための必要な措置をとるとともに、各社それぞれの内部統制システムの整備について必要な助言・支援を行う。
- (4) グループ各社において法令違反行為等を知った者は、内部通報制度によって直接、同制度の通報窓口にて報告するものとする。この場合、通報窓口担当部署は、当該会社の監査役に、通報者保護に留意しつつ当該通報の内容等を報告することとする。

6. 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役は、必要に応じて、内部監査担当者に監査業務を補助するよう命令することができる。
- (2) 監査役会から専任の使用人の配属を求められた場合は、必要なスキルその他について具体的な意見を聴取した上で人選し、監査役会の同意を得て任命する。
- (3) 監査役から命令を受けた使用人は、その命令の遂行に関して取締役の指揮命令を受けず、また、実施結果の報告は命令した監査役に対してのみ行うこととする。
- (4) 取締役は、監査役の命令を受けた使用人に対し、そのことを理由に人事処遇等において不利な扱いをしない。
- (5) 専任の使用人を配属した場合、その人事異動・人事評価・懲戒処分に関しては監査役会の同意を得るものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役会又は監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、次の場合には、監査役会又は監査役に対して直接かつ速やかに報告しなければならないものとする。
 - (a) 法令・定款に違反する事実を発見したとき
 - (b) 当社又はグループ会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したとき
- (2) 内部通報制度担当部署は、内部通報制度による通報があったときは、直ちに監査役に報告するものとする。
- (3) 法令・定款の遵守に関する事項、リスク管理に関する事項、内部監査の実施状況その他の事項を、取締役又は担当部署長から監査役会に報告する体制を整備する。報告事項及び報告の方法については、監査役会との協議により決定する。

8. その他監査役がその職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会の頻度を、四半期ごとに1回とする。
- (2) 監査役は内部監査の実施状況について報告を受けるとともに、必要があると認めるときは追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができるものとする。

9. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社及び当社グループ会社は、金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備・運用・評価を行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- (1) 反社会的勢力（その懸念がある者を含む、以下同じ）との企業活動上の取引を含めた一切の関係の遮断を図る。
- (2) 当社内外の部署、関係機関、専門機関、所轄警察署等の外部機関との連携を緊密にし、経済的合理性を勘案した上の可能な範囲で、その属

性判断を徹底する。

(3)反社会的勢力による不当な要求等が発生した場合には、内部統制委員会及び反社会的勢力対応部署が連携し、情報を一元的に管理し、速やかに内部統制委員会を通じて取締役会・監査役会に報告される体制を徹底する。

(4)反社会的勢力による不当な要求等が発生した場合において、資金供与・利益供与等は、結果として更なる不当な要求等に繋がることを認識し、一切応じない姿勢を徹底する。

(5)反社会的勢力による不当な要求等が発生した場合には、外部機関との連携のもと、民事的・刑事的な対応を判断し、毅然たる対応を行う。

(6)反社会的勢力対応部署を中心として、対応マニュアルの整備を進める。また、当社の使用人全員に対して研修を実施するほか、必要に応じて外部機関との連携のもと、平素からの啓発活動に努める。

。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はございません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、会社法並びに会社法施行規則に基づき、「内部統制システムの基本方針」を定めており、取締役会にて決議しております。同基本方針は、毎年見直しを行い、当社の業務の適正性を確保するための体制の整備に取り組んでおります。

